心神喪失者等医療観察制度について

～制度の理解を深めるための基礎知識～

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（医療観察法）が、平成 17 年 7 月に施行されてから 18 年経過します。医療観察法制度により、入院によらない医療の決定を受けた人は、社会復帰調整官が中心となって作成する処遇実施計画に基づいて、地域で医療を受けながら地域で生活を行います。この制度を支えるには、地域の支援者の力が必要です。制度に馴染みのない方でも、制度の基本を知る研修となっています。

1. 日　　時 ： 令和５年 10 月４日(水) 10:00～11:30(入室:9:45 から)

2. 受講方法 ： Cisco Webex を用いた WEB 研修
（あらかじめ Cisco Webex での配信視聴できる WEB 環境を各自ご準備ください）

3. 対 象 者 ： 次の①②いずれにも該当する方
①堺市内の相談機関、支援機関で従事している方
②所属の事業所の管理者等から受講の了解を得ていること(口頭了解で可、書面は不要です)

4. 講　　師 ： 法務省　大阪保護観察所　社会復帰調整官

5. 申込期間 ： 令和５年８月 14 日(月) ～ 令和５年９月 14 日(木)

6. 定　　員 ： 50 名（先着順、定員に達した場合申込受付を終了します）
＊定員に達し受講をお断りする場合は、9 月 15 日(金)までに申込いただいたメールにご連絡します。連絡がなければ、お申込みいただいた方は受講できます。

7. 受講申込 ： 申し込みは、**メール受付のみ**となります。下記の内容で申込ください。

- 件名は、堺市医療観察法研修(10 月):○○○○　●●●●　申込
（○○○○は事業所名、●●●●は受講希望者氏名を記載）
- メール本文に、
①受講希望者氏名(ふりがな)　②勤務先情報:事業所名・住所・電話番号・FAX 番号
③連絡の取れる電話番号　④相談・支援業務の経験年数
を記載し **kokense@city.sakai.lg.jp**　へ送信
- 1メールアドレスに複数人の申込は可、その場合でも受講希望者全員①～④を記載ください。

8. その他
- 9月21日(木)以降に、受講に必要な URL・研修資料を応募いただいたメールアドレスへ通知します。
受信側のファイル容量を空けておくよう設定ください。
9月25日(月)を過ぎても、当センターからメールの連絡がない場合は、下記までご連絡ください。
- 研修内容の録画や録音は禁止です。主催者側で記録のための録画、録音をします。ご了承ください。
- 研修受講中は、カメラを ON にしていただきます。研修中は受講者の映像、所属、名前は表示されます。
- 受講に係る通信費等は自己負担となります。
- PCの問題、Web 接続環境のトラブルなど、接続に関するサポートは行っていません。

【お問い合わせ】　堺市こころの健康センター　[担当] 山根
[住所] 堺市堺区旭ヶ丘中町 4-3-1　堺市立健康福祉プラザ３階　[電話] 072-245-9192　[FAX] 072-241-0005